

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

7番、小沼信孝君より欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、ただ今から令和6年只見町議会11月会議を開会します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（佐藤孝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、山岸国夫君、9番、矢沢明伸君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

令和6年11月会議開催にあたりまして行政諸報告を申し上げます。

1、町職員の異動について。

令和6年10月19日付で、副町長の保育所長事務取扱を解く辞令を発令いたしました。

2、只見ユネスコエコパーク登録10周年記念映画上映会・記念式典の開催について。

11月4日に季の郷湯ら里において、只見ユネスコエコパーク登録10周年記念映画上映会並びに記念式典を開催し、150名の参加がありました。

記念式典においては、エコパーク登録から10年の取り組みを振り返るとともに、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる国際目標ネイチャーポジティブに賛同し、只見町ネイチャーポジティブ宣言を行いました。

3、第51回只見町文化祭について。

只見ユネスコエコパーク登録10周年「持続可能な未来への挑戦をテーマに、10月12日から11月10日を文化月間、10月30日から11月4日を文化祭期間とし、文化行事や芸術文化作品展示等を行いました。

なお、11月3日の文化の日のイベントでは、文化講演会や模擬店等を行い、当日の入館者数は920人となりました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第3、議案第73号 只見町認定こども園条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） それでは説明をお願いします。

○教育次長（吉津なおみ君） それでは、議案第73号 只見町認定こども園条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては只見町認定こども園を設置するための条例の提案でございます。

設置につきましては、第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、只見町幼保連携型認定こども園を設置するものです。

認定こども園の概要としましては、町内の満3歳以上の子どもが一箇所に集まり、子どもたちの心身の発達を促すよう充実した教育と保育を行います。

朝日保育所に通っている満3歳未満の子どもにつきましては、これまでどおりの保育が受けられ、只見保育所と明和保育所は満3歳未満の子どもの保育所として継続いたします。

名称、位置及び定員の第2条からはお配りをさせていただきました議案第73号の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

1、こども園の名称につきましては、只見町認定こども園。場所は朝日保育所の施設をこども園にすることから、只見町大字黒谷字上野260番地となります。

定員は80名です。施設の愛称として、一般公募の中から、ぶなのもりこども園とするものです。対象は満1歳から就学前の子どもとなります。

3番、こども園の特徴につきましては、条例の第3条、事業についてわかりやすく説明させていただいたものになります。(1)と(2)の項目につきましては、条例の第3条第1項第1号に係る説明となります。

(1)の幼保連携型の充実した教育・保育につきましては、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、満3歳児から就学前の子どもたちにバランスのとれた教育と保育を提供することで、子どもたちの育ちと安心・安全を担保します。

(2)としまして、豊かな自然環境でのびのび育つにつきましては、只見町の自然を活かした活動や、自然観察、季節ごとの行事を通じて、子どもたちが自然との触れ合いを味わい、楽しみながら学びます。

そして、(3)地域とともに育つ子どもたちにつきましては、条例の第3条第1項第2号に係る説明となります。

(3)地域とともに育つ子どもたちにつきましては、地域の人々との交流や子育て支援を通して、地域に根差した文化や伝統にも触れながら、地域で子どもを見守り育てる環境を提供します。

資料の裏面のほうに移りまして、4番、利用認定区分につきましては、現在の保育所の認定区分は、米印2の表での就労等を要件とした該当基準に応じて、2号認定、3号認定のみの受入れとなっておりますが、認定こども園では就労に関わらず利用できますので、新たに

1号認定の区分が追加となります。年齢要件につきましては満3歳以上、教育課程は学校教育法の規定によりまして月曜日から金曜日までとなります。教育時間は9時から15時までを標準時間としまして延長保育についても利用できます。2号認定、3号認定につきましては現在の保育所と同様の利用となります。

続きまして、5番の子育て利用サービスにつきましては、主に条例の第3条第1項第3号に該当する事業となります。

(1)番、一時預かり事業は満1歳以上児を一時的に有料で預かることができます。

(2)番、延長保育事業、保護者の就労等の都合で時間を延長し、有料で預かることができます。

こちらの(1)(2)につきましては、現在行っておりますので継続した事業になります。

(3)番、子育て相談、子育てに関する様々な悩みの相談に応じる体制を整備します。

(4)番、園送迎バス、只見保育所及び明和保育所からこども園間を無料で運行します。

(5)番、保護者負担軽減、園の利用料や給食費も原則無料とします。

6番の入園申し込みにつきましては、本条例をご議決いただきましたら保護者説明会を3保育所で開催しまして、入園申し込みのご案内をさせていただき予定となっております。

それでは、議案書のほうをご覧くださいと思います。

委任としまして、第5条で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長がこれを別に定めるとしてございます。

附則において、施行期日を令和7年4月1日から施行する。

準備行為としまして、こども園設置の届出、入園の募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができると定めています。

また、附則におきまして、只見保育所条例の一部を次の用に改正する。別表、朝日保育所の項を削ると定めております。

以上、議案第73号の説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 認定こども園の準備進んでいるところだと思うんですけども、ちょ

っとまあ、職員の間から、その体制面について、ちょっと心配な声があるとちょっと伺いまして、その辺どうなのか、ちょっと伺いたと思います。

それと、11月1日の日に、教育委員会と、それから保育士の皆さんとの懇談会が開催されました。その内容について、ちょっと簡単に教えて下さい。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問でございますが、まず1点目の保育士の運営体制についての不安な声があるというご質問でございますが、確かにあの、11月1日の保育士座談会と重なる部分があるんですが、様々な面で令和7年4月ということで、スタートが決まっておりますので保育士の不安な声伺っております。

運営体制につきましては、児童の配置基準に沿いまして、児童に対する保育士の数は足りている状況ではございますが、支援が必要な児童もおりますので、そういった部分で保育補助に入っていたり、ということで今いらっしゃる20名の保育士の方々については配置をさせていただきたいというふうに考えております。

11月1日の座談会の内容でございますが、全般的には、あと数ヶ月で認定こども園が開園となるということで、大きくは保育士の運営体制に対する不安という声が大きかったかなというふうに思いますが、現在、その声に対して保育士面談ということで個別に面談をさせていただきまして、そういった不安を一つ一つ解消できるような形で対応をさせていただいている状況であります。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） まずは、現場で実際に携われる皆さんのご意見と伺いますか、不安の払しょくになるように努めていただきたい。それからまあ、働き方改革等ですね、いろいろ制約が多い中での準備と思えますけれども、その辺うまくやっていただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 総務委員会所属でございまして、だいぶ詳しく、お願いするところはお願ひし、理解してもらうところは理解していただいたという経過の中でお話をいたしますが、まず一つ、土曜日は、希望を取ってあれば開設するということではありますが、ただ、条例の中には土曜日は開設する日になっております。ここら辺その、条例に決まっておって、要綱の中で、条例以下の文で、それと矛盾するような決め方はおかしいのではないかという

発言があって、これについてどのように変わったかについてご見解をお伺いしたいと。

それから、いわゆる1号認定かな、1歳に満たない者のこども園の入園、資格がないという現実があるんですが、このことについて、1歳児までの、つまり乳児の子ども預けるのに何とかしてくださいよという要望があった際には、結果して、この5にある、子育て支援サービスという方々にお任せするんですか。まずこれについてお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問の土曜保育の件につきましてお答えさせていただきます。

土曜保育につきましては、現在の保育所におきましても運営体制の課題がありまして、数年前から受入れ場所を朝日保育所一箇所としまして、毎週水曜日までの申し込みをした児童を受け入れをしている状況であります。こちらについては委員会のほうでもご説明させていただいたとおりなんですけど、ただ、課題として、利用しにくさについて課題があるということとは認識しております。そういった部分を改善をして、こども園になった際にも町の実態に合わせ、希望に応じた対応をしていきたいというふうには考えてございますが、現段階におきましては国で、保育の希望がない場合など、就労状況等の地域の実情に応じて各施設の判断で弾力的に運営することを可能としているということで、希望がなかった場合には休所することができるということで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目の、3号認定のお子さんが保育所を利用したいというご質問だった…

乳児。乳児が利用したいといった場合のご質問ですが、そういった場合につきましては、現状としましては施設において、ほふく室ですとか、そういった対応できる施設がないことから、今お願いをしております一時預かりサービスのほうを利用させていただいて対応させていただきたいというふうに考えております。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（佐藤孝義君） 預り所、既存の団体かという質問らしいです。

○教育次長（吉津なおみ君） 現状としましては既存の団体をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 既存の団体に乳児を預かっていただくというケースは、これまでも見てきましたが、仮にですよ、どちらの原因が、相手の原因なのか、こちらの原因なのかとい

う観点でいいますと、この子どもという人間を預かった時から預かる側の責任ですわな。預かった時に、帰すまでの間に何らかの重大な事故があり、極端な場合、命を亡くすようなことがあった場合、このことの責任についての明確な分担はできておるか。それを一つお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 一時預かりサービスの内容だと思いますが、そちらにつきましては送迎から、スタッフさんの送迎から始まりまして、保険の対応を、加入をさせていただきまして、町のほうで対応させていただくことになってございます。

○議長（佐藤孝義君） 責任分担の質問はどう…

答えてください。

○教育次長（吉津なおみ君） 受け手というか、こもりっこのスタッフさんのほうで過失があった場合ということでしょうか。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（佐藤孝義君） はい。

○3番（酒井右一君） もう一度、質問し直しますが、事故、わかりやすく事故と言いまして、例えば死亡事故があった場合、頼んだ側は町だと、受けた側はこもりっこサービスだというような区分けだとして、こもりっこさん側の管理下において死亡事故があった場合、その死亡事故の、いわゆる加害者というか、責任者が、そのこもりっこの責任者であるのか。あるいは頼んだ側の只見町が責任を負うのか。保険の話をしているわけではありませんが、俺はやっちゃったということの重大さに、機関なり団体なりはそれほど、みんなで苦しみ分け合いますが、ただ、預かっておいた一般の方々ですと、一人でその責任を負うという形になります。社会的な評価ですよ。その時に、その責任の分担の仕方は、いや、一切、預けた側の只見町であって、あんたの責任はないよと。それで保険の請求も、それから受領も、役場でやって、そして解決、その被害者との解決も全て役場であって、預かった側については何らの作業も、責任も問われないということですか。あるいは分担と言いましたので、その分担には、こういう場合は預かった側の責任ですよとか、こういう場合は預かった側の責任ではありませんよとか、そういうものが決めてあるかと、それが責任の分担という意味です。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 大変申し訳ありません。

今ほどのご質問ですが、町の事業でこもりっこのほうに委託をさせていただいておりますので、この事業の中で明らかに通常の業務をしていただいて、事故があった場合の対応としましては、町の責任だというふうに認識しております。

○議長（佐藤孝義君） 3回目、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 回答がないので3回目にしますが、あと終わるという意味ですよ。

通常のその業務という、通常の業務の範囲はあるんですか。乳児を預かった、預かった側の家庭なり人の、これ、こういう業務をしていたんで、これは通常の業務だから町が、事故があっても町が責任を負うと。あるいはこれは通常の業務でないから町は責任を負わないよというような、そういう、その、また言うようですが、責任の取り方、分担、保証の仕方と。それによっては双方の精神的苦痛が大きなもの伴いますので、非常にその、事故を想定した場合は慎重な、その通常な管理がどういうことであるかということまで踏み込まないと、ひょっとしたら預かった側の責任、その非常にまあ、小さな町ですので嫌な思いをされるということにも繋がりますので、そこをその通常の業務と、通常なそのやり方と、ということと通常でないやり方と、そういうものを決めてあるんですかということですよ。

○議長（佐藤孝義君） 教育長。

○教育長（渡部公三君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、只見町の子ども一時預かりサービス事業。これはあの、町が事業主体となって実施するものでございまして、この実施要綱もございまして、それによりまして、対象の児童を生後3ヶ月から小学校終了前の児童と、対象として預かり事業を実施しております。今、酒井議員がおっしゃるような、どういったことが通常の業務かとかっていうことは、いわゆるこの預かりサービスに子育てを手助けしていただく方を町のほうからお願いをして、町のほうで通常、安全な見守りをさせていただくことを想定してお願いをしているものでございまして、それはあの、子どもの発達状況であったり、育ち具合、様々な状況に応じて、その子育てを手助けをしていただける会員の方に通常のお願いをしているわけですが、一番はその安全・安心に子どもを見守って、その時間を過ごしていただくということでございますので、それがあの、これまでも実績がございまして、それがまあ通常の預かりサービスということで行っておりますので、特別な事情、事案があった場合に、その特別というのは、やはりその個々に、個別事案かなというふうに思いますので、ケースバイケースで対応していきたいなというふうに思いますが、通常は子どもたちを安全に預かる、時間内を預かるというサービス事業を、情報共

有しながら行っているものでございますので、ご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 私、経済のほうなものですから、詳しい事情は、事情というか説明は受けておりませんので、ちょっと確認したいんですが、元々、これ、最初の発端は待機児童の解消から始まったように今考えておりますが、まずあの、5 番議員とも多少ダブりますが、体制のほうからお聞きします。

現在、20 名いらっしゃいます。中には有資格者、それから任期付任用職員といらっしゃると思うんですが、このこども園を設立したことによって、まず、例えば、もう大体、役場さんわかっていらっしゃるように、来年度の只見、何人、それから朝日、何人、明和、何人ということになると思うんですが、それに対して、例えば有資格者が只見は何名で、任期付任用職員は何名。同じように、朝日、明和、そのような体制はもうできているのでしょうか。

それから、3 回しかできませんのでいっぺんにお聞きしますけども、それから、まずこれによって、様々な理由で今まで、待機児童と言われる方が発生しました。それは例えば親が二人とも働いているとか、一人、家にいるとか、そういった理由もあったかと思えます。それから祖父ちゃん、祖母ちゃんがいるんでとか、様々なことを個人的に言われて入れなかった方もいらっしゃると思うんですが、これによって、そういったものは解消できるのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問のまず1 点目の運営体制につきましては、児童の配置基準に基づきまして、現在の保育士、保育補助を含めまして20 名いるんですけれども、只見保育所で児童に対して最低必要な人数が4 名ということで、朝日につきましては現在、支援が必要なお子さんもいらっしゃいますので、それを含めまして最低でも8 名、明和では3 名ということで、全体で12 名にはなっているんですけれども、そこにバスの添乗員ですとか、早出、遅番、その他支援が必要なお子さんの対応含めまして20 名体制で配置を考えております。

それから、待機児童につきましては、今後、その認定こども園になりますと1 号認定が可能となりますので、就労に関わらず入園できるということになりますので待機児童はないも

のというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ありがとうございます。

今まで様々な理由で入れなかったり、待たされたりしておりましたので、来年度からはそれが解消されるということでもありますので、大変あの、良いことだなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 総務委員からの質問で大変申し訳ございません。

総務委員会のほうの説明ではですね、只見町の保育所条例を朝日保育所を削除するという内容で説明いただいておりますが、今回のところには只見保育所の条例の改正が出てきておりませんが、そのところ、条例の改正のところはいつを予定されているのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 大変申し訳ありません。

先ほどの説明の中で、附則におきまして只見町保育所条例の一部を改正ということで、別表、朝日保育所の項を削るという形で提案をさせていただいておりました。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 1件だけお伺いします。

これ、第2条のほうに定員が80名とあるんですけども、待機児童のことを考えたら80名で足りたのか。足りるのか。これ、80名のどこを根拠にして80名にされたのか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、定員80名に関しましては、根拠としましては、現在の施設の部屋別面積ですとか、現状の保育士数などから算出しております。定員の80名につきましては、これは今後、想定される最大の人数で計算しておりますので、先の児童数を見ますと80名より大きく増えるということは想定されておりましたので

で80名とさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 只見町認定こども園条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第74号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明お願いいたします。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第74号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、事務の効率化、事務管理経費の削減、また将来を見据えた複合的な広域行政を推進するために、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合について統合をするということとさせていただきます。

統合の方法につきましては、令和7年3月31日をもって環境衛生組合を解散し、令和7年4月1日に広域圏組合のほうへ編入統合とすることとしてさせていただきます。共同処理をする事務につきましてはこれまで同様、継続して行いまして、その内容を変更するものではなく、事務管理部門の集約化を図るとされております。

統合を実施するにあたりまして、広域圏組合規約に環境衛生組合の共同処理事務を追加する規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定によりまして今回議決をお願いするものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、まず3条につきまして、これまでの広域圏組合の事務に、9号から13号までの5項目について追加をさせていただくものでございます。これにつきましては環境衛生組合で共同処理を行っていた事務をそのまま追加をさせていただくものでございます。

裏面でございますが、第5条 組合議員の定数ということで、これまで広域圏組合につきましては12名でございました。これを16名とするもの、させていただいて、内訳として南会津町7名、下郷町4名、只見町3名、桧枝岐村2名という内訳で議員の定数を定めるものでございます。

附則でございますが、南会津地方環境衛生組合の解散に伴う事務の承継ということで、令和7年3月31日をもって解散する南会津地方環境衛生組合の事務を承継するという追加、また、決算の認定ということで、3月31日付をもって解散する環境衛生組合の決算の認定については、広域圏組合の監査委員が審査を行い、この組合の議会の認定に付することとするということで附則を改正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第75号 南会津地方環境衛生組合規約の一部
を変更する規約を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第75号 南会津地方環境衛生組合規約の一部を変更す
る規約ということでございます。

提案理由につきましては、先ほどの議案第74号と同様でございますが、両組合の統合に
伴いまして、今回、衛生組合の規約の附則に事務の承継の部分について追加をするものでご
ざいます。組合の解散があった場合においては南会津地方広域市町村圏組合がその事務を承
継するということで追加をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第75号 南会津地方環境衛生組合同規約の一部を変更する規約は、原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第76号 南会津地方環境衛生組合の解散につ
いてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第76号 南会津地方環境衛生組合の解散についてとい
うことで、地方自治法第288条の規定によりまして、令和7年3月31日をもって南会津
地方環境衛生組合を解散するというので、これにつきましては統合に伴う解散をさせてい
ただくものでございますが、その議決を地方自治法の290条の規定によりまして議決をい

ただくものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第76号 南会津地方環境衛生組合の解散については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、議案第77号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第77号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてということで、これにつきましても地方自治法第289条の規定によりまして、南会津地方環境衛生組合の解散に伴い、同組合の財産はすべて南会津地方市町村圏組合に帰

属させるものとするということで、これにつきましても地方自治法第290条の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決します。

議案第77号 南会津地方環境衛生組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第78号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第78号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第8号）

についてご説明をさせていただきます。

まず歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳出予算の総額66億5,620万2,000円のうち、1,276万円を科目更生をするものでございます。

2項としまして、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額については、第1表 歳出予算補正で定めてございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。今回、教育費の保健体育費で1,276万円増額をさせていただいて、予備費を同額減額をさせていただいて調整をさせていただいております。

2ページから事項別明細書となりますが、3ページの内容につきましては担当課のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 3ページ、款の10、教育費、保健体育費の3目、給食センター費でございます。17節、備品購入費の機械器具費でございますが、食器食管洗浄機を購入するための1,276万円の増額のお願いでございます。

現在使用している洗浄機は給食センター開所時から24年間使用している機械となりますが、10月初旬に経年劣化によりまして洗浄機タンクの機能が一部使用できない状態になりました。年数が経過しておりまして交換部品もないことから、応急処置をして現在使用しております。安心安全な学校給食の提供に不可欠な機器となりますので、機器の交換をさせていただきたいものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 財産の管理という観点から質問をさせていただきたいと思います。

こちら購入することに反対を表明するものではありませんが、適切に財産を管理されているのかというところで質問をしたいと思います。

令和5年度の財産に関する調書を拝見しております。また、只見町の令和3年度の貸借対照表を拝見しております。で、こういった機器の更新に関しましては、壊れたから更新をし

ますというような提案が多いように感じられます。で、只見町としましては、今現状、たまたま今、応急処置ができておりますけれども、できなければその間ができないというようなことであれば、その耐用年数を超えたのであれば、その都度、更新を考えていくというような考えのほうが適切ではないかなと思います。このあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、こういった大きな備品につきましては、ある程度、担当のほうに年次計画で更新の計画等を、当初予算編成等の中で求めております。そういった計画に基づきまして予算付けをさせていただいているところがございます。こういったもののように、突如、壊れてしまうという部分があって、補正対応というふうにはせざるを得ないものが出てくることにはなりますが、基本的にはある程度、年数の経ったものについては、それぞれ、更新計画等をもって更新をさせていただくということで基本的には考えさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 個別の計画立てられるということで、そのとおりでありますけれども、新公会計制度を基に貸借対照表を作られていると承知をしております。ですので、新公会計制度のところ、発生主義、現金主義もありますが、基本的には減価償却による財産の更新または処分のベースにできるというふうに承知をしております。ですので、そういったものに関しまして貸借対照表を見ますと、減価償却費は物品にもございますので、毎年更新をされております。ですので、個別に管理をされているというところであれば、財産に関する調書のほうに耐用年数だとか、こういったところも明記していただきますと、私どものほうも、24年も経っていて壊れて更新というよりは、一般的な機器の耐用年数というものは公表されておりますので、それを基に更新をするという、こちらでも監視をしたいなというふうに思いますので、そういった、新たに何かするというわけではなくて、せっかく新公会計制度で貸借対照表作っておられるのであれば、そのバックデータとなるようなものをもう少し公表をして、私どもも財産の適切な更新、処分のほうに考えたいなと思いますので、そのようなお考えはあるのかという質問をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 財産の管理という点ではおっしゃるとおり、というふうに私

も認識をさせていただきます。

公会計制度も一緒に今、使っているところではありますが、まだまだ、そのデータの活用等についてはうまくいってない部分もございます。今、ご提案いただきました耐用年数等の表示といたしますか、そういったものについては今後ちょっと、勉強させていただいて検討していきたいというふうに考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 更新される古いほうの機器の処分について、ちょっと伺います。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、今の機械と交換という形で考えてございます。

業者のほうに引き取っていただくような形になります。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決します。

議案第78号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時53分）